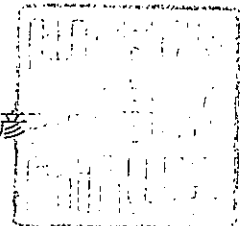


中 防 災 第 27 号
平成 24 年 12 月 13 日

厚生労働大臣 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

野 田 佳 彦



降積雪期における防災態勢の強化等について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、依然として毎年災害による犠牲者が発生している状況にある。

近年の降積雪期における被害をみると、毎年人的被害が発生している。平成 18 年豪雪において 152 名に上る多数の死者が発生したことを始めとして、平成 22 年度は死者 131 名、重傷者 636 名等、昨冬期も大雪により、死者 134 名、重傷者 883 名等の人的被害が発生するとともに、住家被害や、電力、ガス、水道等ライフラインの被害、交通障害、農林水産業への被害等が発生した。

豪雪地帯は、高齢化、過疎化が進み、除雪の担い手となる建設業者等も減少していることもあり、被害の増加につながっている面があることに注意が必要である。

以上を踏まえ、これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るべく、下記の点に留意した取組を行うとともに、貴管下関係機関に対し、周知徹底をお願いする。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

気象庁が発表する大雪警報・注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等の防災気象情報、低温に関する異常天候早期警戒情報、1 か月予報等による長期的な降雪量予報及び降積雪の状況に注意を払うとともに、必要な場合には、これらの情報を住民その他必要な連絡先に伝達し、注意喚起すること。

2. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

(1) 雪下ろし等除雪作業中の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者のうち、雪下ろし等除雪作業中の死者が 7 割強

(ア) 災害対策基本法による対応

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第 62 条第 1 項に基づく災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置として、空き家に係る雪害対策を行うことができること。

この際、応急措置を実施するため必要であると認めるときであって、危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に限り、災害対策基本法第 64 条第 1 項に基づき、市町村長の判断で除雪のために当該空き家等に立ち入ることができること。

(イ) 災害救助法による対応

災害救助法が適用されている場合で、当該空き家等の倒壊等により隣接する住家に被害が発生し、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、同法第 23 条第 1 項第 10 号に基づく障害物の除去として除雪を行うことができること。

(6) 雪捨場の確保

事前に雪捨場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整えておくこと。

4. 適切な道路管理と交通対策

チェーン装着等についての車両運転者、関係団体等への啓発活動、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生した際の早期通行止めによる連鎖的滞留の防止、各関係機関の間で通行止めの措置等に関する情報共有等の適切な道路管理及び交通対策を実施すること。また、雪崩防止施設等の巡視・点検の実施の徹底により、道路等の安全確保を図ること。

5. 大雪発生に備えた災害即応体制の確立

(1) 総合的な防災体制の確立

国、道府県、市町村、関係団体及び住民が一体となった総合的な防災体制の確立を図ること。具体的には、大雪により、大きな被害が予測される場合においては、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関から地方公共団体に、事前に情報連絡要員を派遣するなど、連携を強化すること。また、救援等の要請があった場合には、迅速かつ的確に対応できるようあらかじめ体制を整備すること。

(2) 関係業界から除排雪に係る協力を確保する取組の推進

大雪に対する除排雪の担い手確保のため、所管省庁は、発注工事等の一時的な中断等、関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、地方支分部局に関係事務の弾力的な運用を促すなどの取組を推進すること。また、関係業界と連携し、広域的な除排雪の体制の整備を推進すること。

本通知のポイント

平成 22 年度及び 23 年度は、大雪により多くの人的被害が発生したとともに、住家被害やライフライン被害等が発生した。本通知は、当該状況を踏まえ、平成 24 年 2 月「平成 24 年大雪対策」、3 月「大雪に対する防災力向上方策検討会報告書」等を踏まえた内容となっている。昨年度の通知より追記された点等について、ポイントとして以下のとおりまとめる。

【ポイント】

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

○低温に関する異常天候早期警戒情報の降雪に関する情報の付加

2. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発

○昨冬期の雪による犠牲者の分析を行った上で、高齢者の事故防止対策等を実施する旨を明記

- ・原因別で、雪下ろし等除雪作業中の死者が 7 割強であること
- ・年齢別で、65 歳以上の高齢者の死者が 6 割強であること

3. 安全で円滑な雪処理体制の整備

○広域連携による担い手確保及び情報交換等

雪処理等支援体制確保のため、災害時に相互協力をするための協定を活用するなど、広域連携による雪処理の取組の推進

○空き家の除雪対策

空き家等の対策について、平常時及び除雪が必要な場合に分けて対策を明記

- ・平常時には、所有者を特定し、当該所有者の責任において実施させること及び空き家の除排雪の先進的な取組の推進
- ・除雪が必要な場合における災害対策基本法及び災害救助法による対応

4. 適切な道路管理と交通対策

○チェーン装着等についての車両運転者及び関係団体等への啓発活動の実施

○集中的な降雪により、走行不能になる車両が発生した際の早期交通止めによる連鎖的滞留の防止の実施

5. 大雪に備えた災害即応体制の確立

○大雪により、大きな被害が予測される場合における、関係機関からの情報連絡要員の派遣や救援等の要請の際に迅速な対応ができる体制の確保

○大雪時の除排雪の担い手確保のため、関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、発注工事等の一時的な中断等の関係事務の弾力的な運用及び関係業界との広域的な連携体制の整備